

2025（令和7）年3月11日

大阪司法書士会
会長 谷 喜 浩

貸金業法及び出資法に「みなし貸付け」の創設又はガイドラインの策定等を求める会長声明

平成15年に発生した「八尾市ヤミ金心中事件」でヤミ金融（貸金業法の登録を受けずに貸金業を営むもの又は出資法違反の高金利で貸付けを行うもの）による消費者被害が全国的に認知されて以降、現在に至るまでヤミ金融による被害は後を絶たない。（令和6年版警察白書によると、平成26年から令和5年の間におけるヤミ金融事犯の検挙状況は420件から740件の間を推移している。）

昨今のヤミ金融は貸金業法や出資法違反により警察当局から摘発を受けるたびにその手口を変えてきている。

具体的には、「給与ファクタリング」と称する手口（「会社から給料を受け取る権利」の買取り（ファクタリング契約）を装って高金利の貸付けを行うもの）を皮切りに、「後払い現金化」と称する手口（無価値な商品を後払いで購入させ、キャッシュバックあるいはその商品のレビューをSNS等へ投稿すること等への報酬として金銭を交付し、後日、利用者の受取額以上の金銭を支払わせるもの）、そして、「先払い買取現金化」と称する手口（利用者から商品の画像を受け取ったのみで先払いにより商品を買取り、一定期間に商品を送付されなければ商品代金の返還及び違約金名目で利用者に金銭を支払わせるもの）へと移行している。

上記各手口は、いずれも法形式上は貸付けには該当しないような契約になっているものの、勧誘の手法や、ビジネスモデルの合理性に鑑みると、その本質は、出資法に違反する利息を受領するための貸付けにあたると思われ、ヤミ金融が

貸金業法及び出資法を潜脱する意図で行っている可能性が高い。

そして、現在では、上記手口と類似した「商品券等の先払い買取現金化」と称する手法（利用者の手元にはない商品券、収入印紙等を低い価格で買取り、後日利用者に金券ショップ等で商品券、収入印紙等を実際に購入させ送付させるもの）が拡がりつつある。

この「商品券等の先払い買取現金化」を謳う事業者は、インターネットサイトで簡単に調べた限りでも 50 以上は存在し、さらに、これら事業者のまとめサイトまで存在することから、借金返済に苦しんで背に腹を変えられずアクセスし利用している債務者が全国的に多数いることがうかがえる。

これら事業者は、過去に債務整理を行ったことにより個人信用情報に事故情報が登録され、一般的な金融機関から借入を行うことが事実上困難となった者でも利用することができる。そのため、生活再建を妨げられることとなり、その結果、生活が破綻することもあり得る。

令和 5 年 2 月 20 日最高裁判所第三小法廷は、給与ファクタリングの取引を、貸金業法第 2 条第 1 項及び出資法第 5 条第 3 項にいう「貸付け」に当たると判断した。

また、金融庁においても、上記給与ファクタリング取引、後払い現金化取引及び先払い買取現金化取引につき、ヤミ金融に該当するおそれがあるとして、警鐘を鳴らすリーフレットをウェブサイトで公表している。

さらに、国民生活センターや政府広報オンラインでも注意喚起を行っており、現在拡がりつつある「商品券等の先払い買取現金化」の手法についても、これらの手口と同じ問題を含んでいる。

近年、上記のように手を変え品を変え、貸金業法及び出資法を潜脱する手口が横行しているため、当会は、ヤミ金融被害の拡大を防止すべく、貸金業法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に、事実上貸付けに該当す

るような行為を貸付けとみなす旨の「みなし貸付け」の規定を創設する法改正又はガイドラインの策定等を求める。